

26 地域の課題に対応する道路整備の促進について

県担当課（室） 道路政策課，高規格道路課

【徳島県の現状と課題】

《民主党政策集(INDEX2009)》(P43)

- ◇ 道路行政等の抜本改革
 - ・新たな事業評価方式の策定。

《新成長戦略（基本方針）》(P16)

- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
 - ・定住自立権構想の推進，過疎地域の自立・活性化支援。

《現状》

- 道路整備における事業評価について，3便益以外の要素（命の道，観光振興等）を国土交通省内で検討（国土交通委員会 前原大臣答弁 H21.11.18）。
- 国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領が改定され，地方の意見の反映，第三者による事前審査の充実等が導入（H21.12.24）。
- 徳島には，豊かな自然環境，独自の歴史・文化や食料品などの貴重な地域資源が存在するが，社会資本整備が十分でなく，そのポテンシャルが活かされていない。

《課題》

- ◆ 現行の事業評価手法では，地域の実情や地域毎の課題を反映できない。
- ◆ 地方都市部の交通渋滞の解消を図る幹線道路，安全で安心な幹線道路など，最低限の社会資本の整備は，地域の活性化に必要不可欠である。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 地方が行う事業において，地域の実情や課題が反映できるよう「新たな事業評価方式」を策定すること。
 - 従来の3便益に加え，貨幣価値換算が可能で合理性が認められる効果を便益項目として追加すること。
 - 道路整備が地方にもたらす波及効果については，地域の実情や固有の課題を総合的に評価できる仕組みへと見直すこと。
- ② 道路整備に必要な財源を確保し，地方の課題解消のための国直轄道路事業に重点配分すること。
 - 地方都市の健全な発展のための交通渋滞の解消を図る幹線道路の整備促進
 - ・一般国道192号徳島南環状道路，一般国道55号阿南道路
 - 安全で安心な幹線道路の整備促進
 - ・一般国道55号牟岐バイパス
 - ・一般国道32号猪ノ鼻道路，改築防災(大步危工区)

地域の課題に対応する道路整備の促進について

「新たな事業評価方式」による総合評価のイメージ

費用便益費 (B/C)

【従来の便益項目 (3 便益)】

- ・ 走行時間短縮
- ・ 走行経費減少
- ・ 交通事故減少

+

【新たな便益項目】

- ・ 救急救命向上便益
- ・ 観光客増加による地域振興
- ・ 環境負荷軽減便益 など

+

その他の波及効果 (貨幣価値換算が困難な効果)

【道路整備による様々な効果】

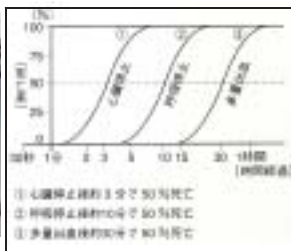
- ・ 生鮮食料品消費者還元効果
- ・ 企業立地による雇用創出効果
- ・ 観光交流の促進効果
- ・ 定住の促進効果 など

地域の実情と地方意見の反映

救急救命向上便益



立ち往生する救急車(国道)



①心臓停止後3分以内で50%死亡
②心臓停止後5分以内で50%死亡
③心臓停止後10分以内で50%死亡

M.Cara: 1981.「カーラーの曲線」

生鮮食料品消費者還元効果



新鮮な安全な「とくしまブランド」を本四架橋を通過して、全国の食卓へ

国直轄道路事業の促進



27 「医療観光」の推進について

県担当課（室） 観光企画課

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略（基本方針）》(P9, 15)

- ◇ ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
 - ・アジアの富裕層等を対象とした健診、治療等の医療及び関連サービスを観光とも連携して促進していく。
- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
～観光立国の推進～
 - ・今後、アジアからの訪日観光客を始めとした各国からの訪日外国人の増加に向けて、訪日観光査証の取得容易化、魅力ある観光地づくり等を図ることにより、訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。

《現状》

- 世界の糖尿病人口は増加の一途をたどっており、2030年には、アジアが世界の糖尿病人口の半数を占める。
- 本県は、先進的な医療サービス（糖尿病治療）と豊かな地域資源（観光・食材）を組み合わせ、新たなビジネスモデルとなる医療観光の取組みを進めており、本年3月には、中国からのモニターツアーを実施し、さらには、5月からは上海万博において、積極的に情報発信し、旅行商品化を進めている。
- 慢性疾患（糖尿病）を対象とした医療観光の取組みは、全国初である。

《課題》

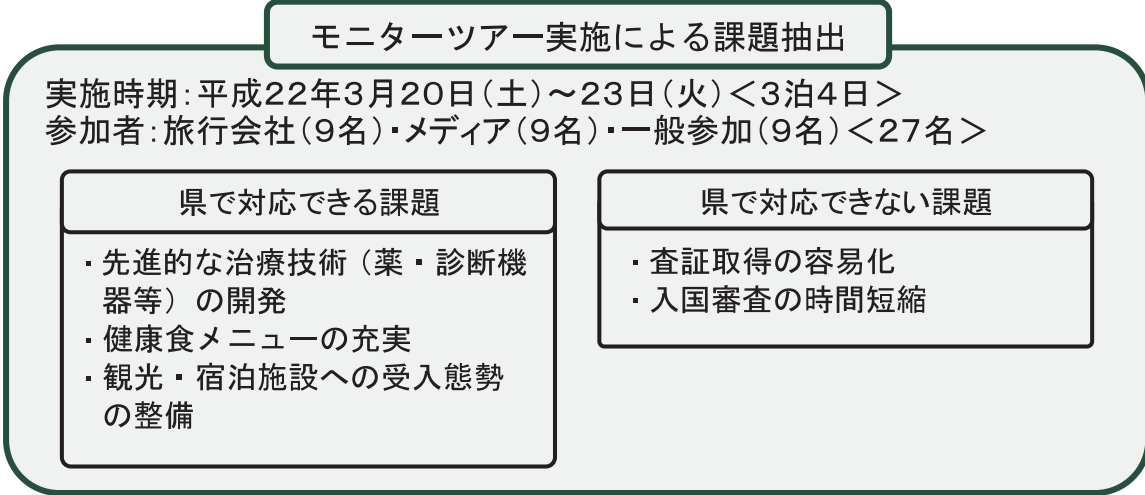
- ◆ 魅力的な旅行商品の開発のためには、モニタリング調査を繰り返すなど商品改良に向けた継続した取組みが不可欠である。
- ◆ 国の「インバウンド医療観光に関する研究会」において、患者受入などの実証事業が行われているが、糖尿病のような慢性疾患については、対象分野とされていない。
- ◆ 中国においては、昨年7月から、訪日個人観光査証の発給が開始されたが、医療観光については、短期商用査証での対応となるため、日本側からの招へいが必要となるなど、手続きが煩雑である。観光目的での滞在中に、疾病等により医療を受けることは、通常の実態であり、観光目的としての対応が求められる。
- ◆ 今回のモニターツアーでは、入国審査に時間を要するなど、商品化に向けた課題も浮かび上がってきた。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 本県が進める医療観光の取組みは、新成長戦略（健康大国・観光立国）を推進していく上でのモデル事例となるものであり、国において、実証事業として、取り組むこと。
- ② 医療観光を目的とした訪日外客に対しては、短期商用査証ではなく、観光査証で対応するよう運用を改めるとともに、個人観光査証の交付要件の緩和あるいは査証の免除についても検討すること。
- ③ 訪日外国人の増加に向け、地方空港を効率的に活用するため、国際空港と同様のスムーズな入国審査が行われるよう、態勢を整備すること。



28 「観光圏」などにおける平日の観光入込対策について

県担当課（室） 観光企画課，農村振興課

【徳島県の現状と課題】

《民主党政策集(INDEX2009)》(P40)

- ◇ 地域活性化に立脚した観光政策
 - ・各地域の魅力向上に向けたまちづくり，景観形成，農山村や里山づくりなどを進め，地方公共団体と地域住民が主体となった観光政策への取組みを支援。

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 観光圏整備の取組みを総合的に支援することにより，国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進するとともに地域の活性化を目指す。

《新成長戦略（基本方針）》(P15)

- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
 - ・国際競争力の高い魅力ある観光地づくり等を通じた国内の観光需要の顕在化等の総合的な観光政策を推進。

《現状》

- 「にし阿波観光圏」においては，地域の魅力を活用した国内外からの観光誘客を進め，滞在型観光を推進し，地域経済の活性化や雇用の創出につなげようと，国の支援をいただきながら，官民一体となって積極的に取り組んでいる。
- 高速道路のETC休日特別割引等により，週末を中心に主要観光地の観光入込客数が大きく伸びている。

《課題》

- ◆ 当該観光圏は，空港やターミナル駅などの交通拠点から離れた地域にあり，更なる観光誘客に向け，二次交通の整備が大きな課題であるが，現行制度では対応できていない。
- ◆ また，将来のリピーターにもつながる若年層をターゲットにした教育旅行の誘致や平日の主な観光客となる団塊の世代など高齢者を想定した着地型観光メニュー作りが欠かせない。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 観光圏への交通アクセスを向上し来訪促進につなげるため，空港やターミナル駅など観光圏の区域外の交通拠点と圏域を結ぶ二次交通の整備について，新たな補助制度を構築するなど，積極的に支援すること。
- ② 平日の滞在促進を図るため，国において支援を強化すること。
 - ・国内外からの教育旅行の受入が促進されるよう，人材育成や体験メニュー開発など総合的な支援制度を構築すること。
 - ・着地型観光の更なる推進に向け，団塊の世代などがゆっくりと農山漁村で滞在できるよう，産直市や農村体験宿泊施設，温浴施設などのネットワーク構築への支援やエージェンツ業務を担う地域のワンストップ窓口の整備・運営に対して支援すること。

【事業概要図と要望の趣旨】

にし阿波観光圏

～歴史や伝説に彩られた日本の原風景の中で過ごす心豊かな時間の創造～

観光圏の区域: 徳島県美馬市, 三好市, つるぎ町, 東みよし町の区域
観光圏整備計画の期間: 平成20年10月1日～平成25年3月31日
数値目標の設定: 観光入込客数 259.4万人<19年> → 331.2万人<24年>
宿泊者数 16.1万人<19年> → 23.2万人<24年>

にし阿波観光圏協議会

美馬市, 三好市, つるぎ町, 東みよし町, 徳島県, 観光協会, 宿泊関係者, 商工関係者, 交通事業者, NPO法人等

移動の利便性向上

- ・ 剣山登山バス
- ・ 観光地循環バスや空港直通バスの検討



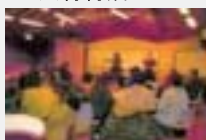
奥祖谷ホネットバス

観光案内・情報提供の充実

- ・ 観光案内所の整備の連携
- ・ ビジット・ジャパン事業との連携
- ・ 外国語案内看板, パンフレット整備
- ・ 大都市圏情報発信キャンペーン

人材育成・受入体制

- ・ 観光ボランティアガイド養成
- ・ おもてなし意識向上研修会
- ・ 人材育成



英会話研修



うだつの町並みガイド

観光コンテンツ充実・観光資源の活用

- ・ 体験型観光プログラムの開発
- ・ 観光資源を生かした観光商品の開発
- ・ 周遊コースの開発
- ・ 伝統芸能活用イベントの開発



ラフティング



蕎麦打ち体験

週末に集中しがちな観光客の
平日への分散化が課題

平日対策のカギ: 教育旅行による若年者
・ 「団塊の世代」などの高齢者

二次交通の整備



教育旅行の受入促進や
着地型観光の推進



※着地型観光とは

都市部で造成される「発地型観光」に対し, 旅行目的地主導で, 地域特性を活かした旅行商品を企画する観光を指す。

29 スポーツ振興について

県担当課（室） 県民スポーツ課

【徳島県の現状と課題】

《民主党政策集(INDEX2009)》(P25)

- ◇ 地域スポーツリーダーの養成
 - ・誰もが、どこでも、スポーツに親しめる環境を整備し、子どもから高齢者までさまざまな種目に、年代に応じて参加できる機会を確保する。
 - ・トップアスリートが引退後もその経験を活かせる環境を整備し、指導者の育成や、外部コーチ派遣制度の確立、スポーツ少年団への支援等を推進する。

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 文部科学省 スポーツ立国の実現を目指したスポーツ振興
地域のスポーツ環境整備の推進（845,441千円）

《新成長戦略（基本方針）》(P24, 26)

- ◇ 「出番」と「居場所」のある国・日本
 - ・地域雇用創造と「ディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）」。
- ◇ 子どもの笑顔あふれる国・日本
 - ・質の高い教育による厚い人材層。

《現状》

- 市町村単位に総合型クラブが創設されているが、優秀な指導者の不足をはじめとする要因により、競技力向上に必ずしも結びついていない状況にある。
- トップアスリートが引退後、優れた経験を活かして次世代のスポーツ界を担う人材の指導に集中できる環境が整備されていない。

《課題》

- ◆ 学校の部活動中心のアスリート養成では、学校段階ごとに指導が分断され、一貫指導がおこなわれにくいことから、総合型スポーツクラブを核とした環境整備が必要である。
- ◆ 幼児期からの一貫指導によってトップアスリートが育つ環境整備には、優秀な指導者の確保の観点から、「広域スポーツセンター」と「総合型クラブ」の連携が不可欠である。

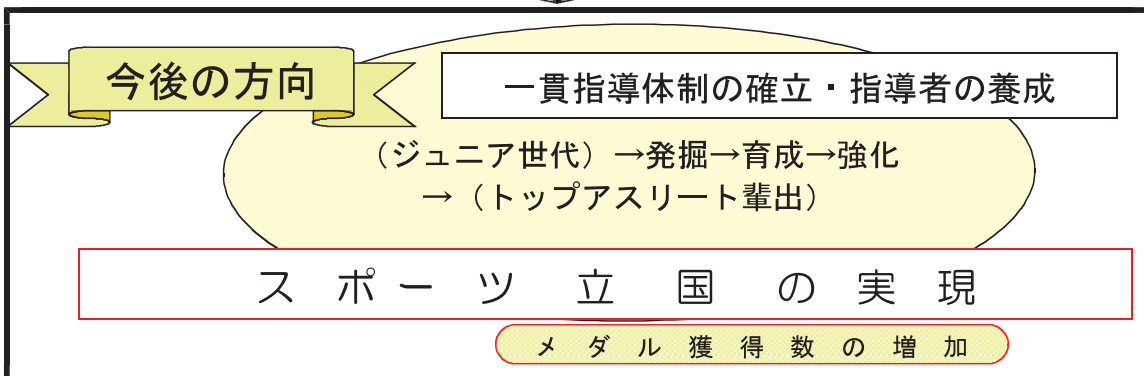
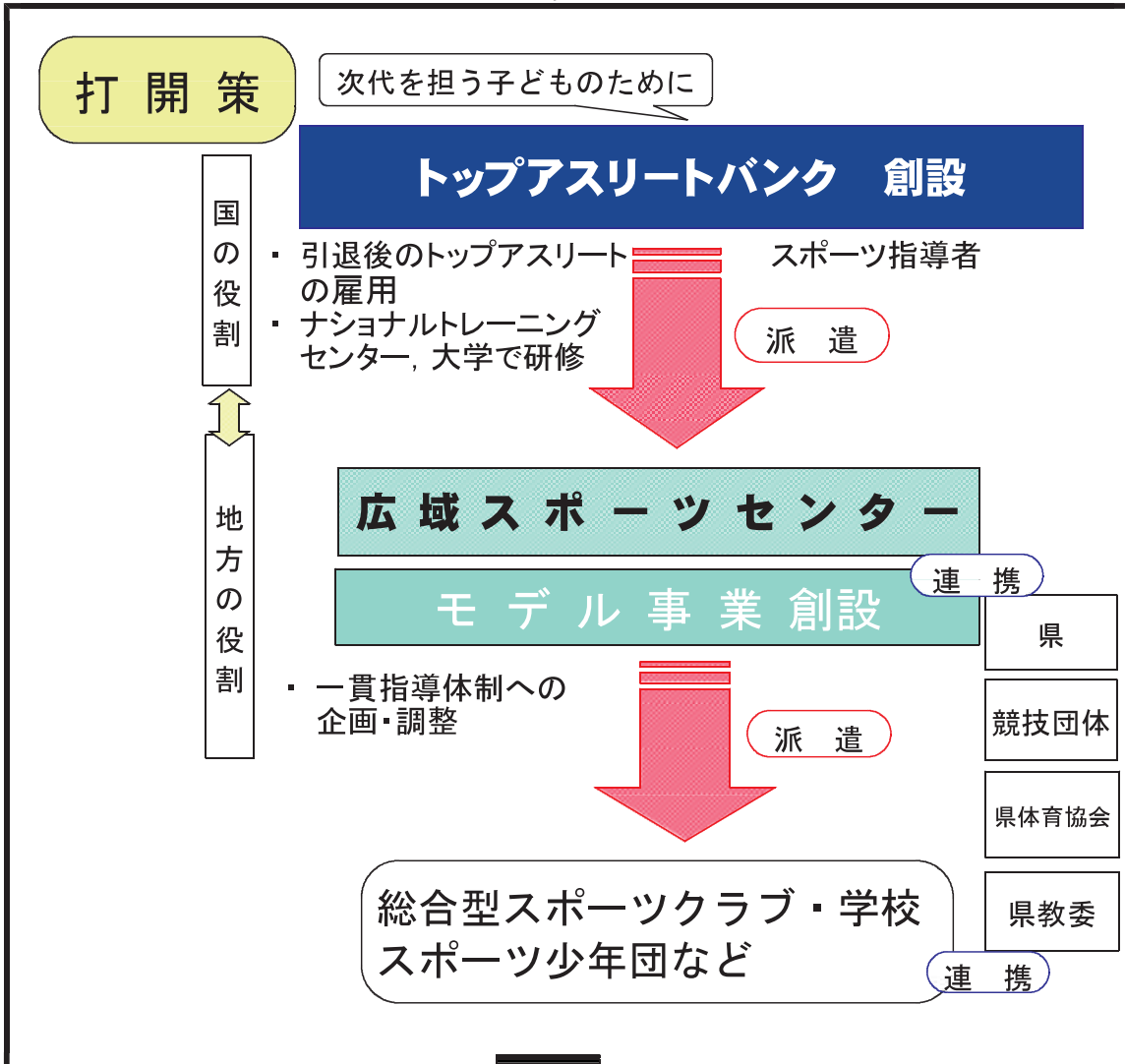
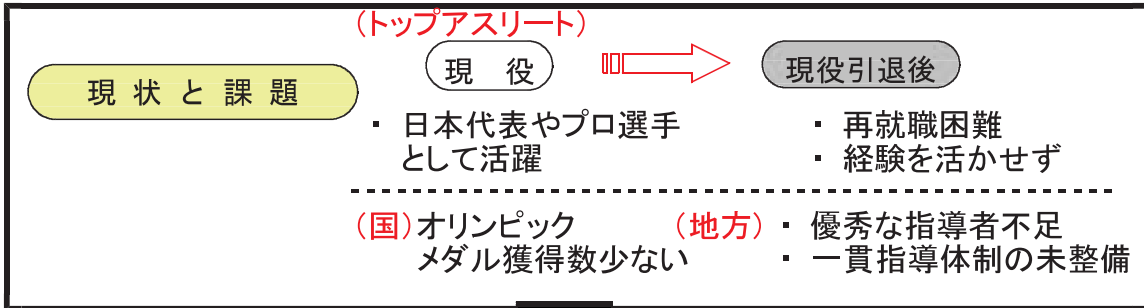
平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

次代のトップアスリートを育成する「人材循環システム」の構築について

- ① 引退したトップアスリートを雇用した「トップアスリートバンク」を創設し、スポーツ指導者として養成すること。
- ② 都道府県の「広域スポーツセンター」を「トップアスリートバンク」のサテライトとして位置づけ、養成した指導者を地域のニーズに応じて配置し、総合型スポーツクラブや学校に派遣するなどのモデル事業を創設すること。
また、企業スポーツの受け皿が少なく、県主導で競技力向上に積極的に取り組む本県において、モデル事業を実施すること。



30 地域医療提供体制の基盤強化について

県担当課（室） 医療政策課，地域医療再生室，感染症・疾病対策室，
病院局総務課

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P18, 19)

- ◇ 医療崩壊を食い止め，国民に質の高い医療サービスを提供する
- ◇ 新型インフルエンザ等への万全の対応，がん・肝炎対策の拡充

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 診療報酬改定：医科について+1.74%のプラス改定

《新成長戦略（基本方針）》(P8～10)

- ◇ ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
 - ・ 医師養成数の増加，勤務環境や処遇の改善により勤務医や医療従事者を確保する。
- また，医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化等を加速させ，質の高い医療サービスを安定的に提供できる体制を整備する。

《現状と課題》

- 今回の診療報酬改定において本県が要望していた「勤務医の処遇改善」が図られるなど，国において地域医療の確保に向けた実効性のある取組みが開始された。
- 次なる課題は，本県の「総合メディカルゾーン構想」のような，各地域の実情や特性に応じた取組みを推進することにより，地域医療の基盤強化を図ることである。
- また，今回の新型インフルエンザは弱毒性であったため，医療体制が崩壊することなく対応できているが，強毒性への変異や病原性の強い新型インフルエンザが発生した場合には十分な医療体制が確保できないおそれがある。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

① 地域医療提供体制の基盤強化に向けた取組みについて

○国として，「医師養成数の増加」等の取組みを着実に進めるとともに，

- ・ 本県の「総合メディカルゾーン構想」
- ・ 近畿各府県とともに検討を進めている「ドクターヘリの共同運航」

のような，地域の実情に応じて地方が実施する特色ある取組みを，「新成長戦略（実行計画）」に位置付けて積極的に支援すること。

② 「総合メディカルゾーン構想」の推進について

○全国に先駆けた「高度・専門的医療の集約化」のモデルとなる「総合メディカルゾーン構想」を推進するため，県立病院と大学病院の間において，

- ・ 「検査業務の一体的実施」や「高度医療機器の共同利用」
- ・ 医師をはじめ医療スタッフが「相互の病院における診療」

を行う場合について，各種制度の弾力的運用を可能とすること。

③ 新型インフルエンザ対策について

- ・ 病原性の強い新型インフルエンザが発生した場合に，医療機関や医療従事者を確保するため，国の責任において全国一律の休業補償等の制度を創設すること。

<参考>

1 徳島県立中央病院と徳島大学病院による「総合メディカルゾーン構想」

総合メディカルゾーン構想

H17. 8. 1 知事ー学長間で、「総合的な合意書」を締結
 H18. 9.11 ハード面の連携に関する「合意書」
 H21.10.16 ソフト面の連携に係る「合意書」
H22. 4. 1 徳島大学に4つの寄附講座が発足



H23年度改築完了予定



地域医療を支援

総合メディカルゾーン

■医療や情報、教育の拠点化
 ■地域医療充実に係る中核拠点
 隣接する県立中央病院と大学病院による強力な連携

地域医療を支援

南部・・・圏域間連携

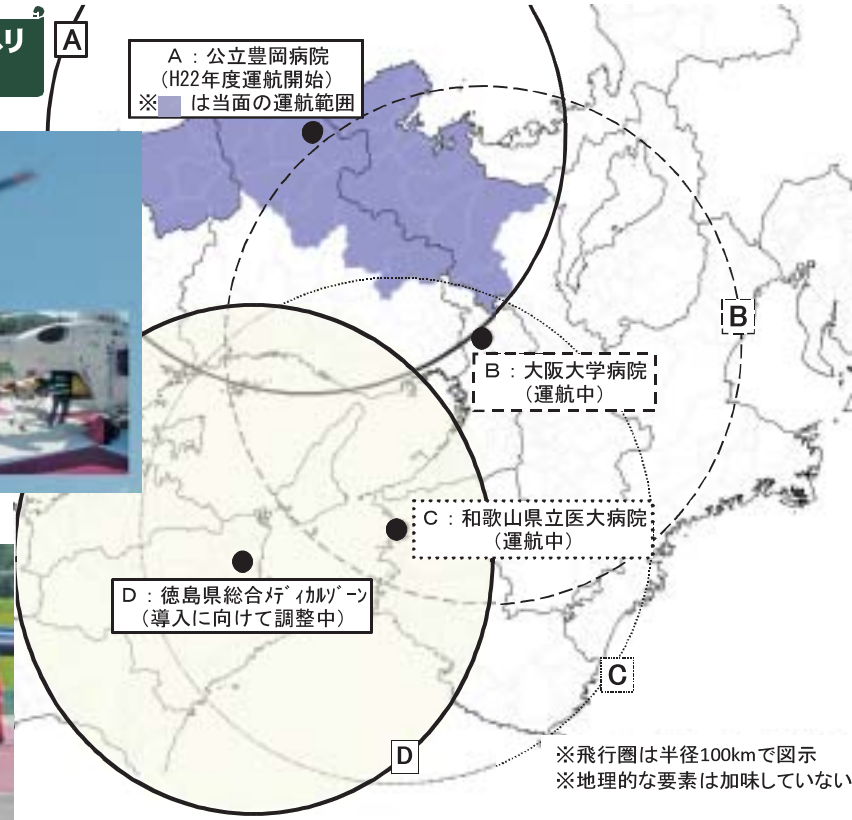
■東部(総合メディカルゾーン)からの支援
 ・医師派遣
 ・総合メディカルゾーンのサテライト機能を整備
 ・遠隔医療・診断システム



H22. 4月 徳島県地域医療再生計画に基づく4寄附講座の発足式

2 近畿圏におけるドクターヘリの共同運航構想

近畿圏におけるドクターヘリの
広域配置 (イメージ)





A : 公立豊岡病院
 (H22年度運航開始)
 ※ は当面の運航範囲

B : 大阪大学病院
 (運航中)

C : 和歌山県立医大病院
 (運航中)

D : 徳島県総合メディカルゾーン
 (導入に向けて調整中)

※飛行圏は半径100kmで図示
 ※地理的な要素は加味していない

31 がん対策の充実について

県担当課（室） 健康増進課

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P19)

- ◇ 年金・医療（がん・肝炎対策の拡充）
 - ・がん、肝炎など特に患者の負担が重い疾病等について、支援策を拡充する。
 - ・乳がんや子宮頸がんの予防・検診を受けやすい体制の整備などにより、がん検診受診率を引き上げる。子宮頸がんに関するワクチンの任意接種を促進する。

《現状》

- 徳島県では、「がん対策」の取り組みをさらに加速させ、総合的に展開するため、平成22年3月に「徳島県がん対策推進条例」を制定し、特に「女性特有のがん対策の推進」、「緩和ケアの推進」、「在宅医療等の推進」を条項立てをし、しっかりと取り組んでいくこととしている。
- 徳島県では、地域医療再生計画において、徳島大学病院と徳島県立中央病院からなる「総合メディカルゾーン」に平成22年度より「がん対策センター」を設置し、在宅緩和ケアを含め本県のがん医療をリードしていくこととしている。
- 子宮頸がんは唯一ワクチン予防のできるがんとされ、平成21年10月に予防ワクチンが国内で初めて承認され、12月からワクチン接種が開始されている。

《課題》

- ◆ これからのがん対策推進に当たっては、集学的治療（手術・化学療法・放射線照射・免疫療法などを組み合わせて行う治療法）の整備とともに、がん患者のための在宅療養支援システムの整備が喫緊の課題であり、これを誘導するための施策が必要である。
- ◆ ワクチン接種は3回必要で、自己負担額は、5～6万円と高額であり、また、有効とされている11歳から14歳頃の女兒や保護者に対する「正しい知識の普及」を図ることが重要である。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① がん患者の在宅での療養生活を支援するための体制整備について
 - 在宅緩和ケアチームを認定する制度の創設
 - ・地域における在宅緩和ケアシステムを拡大するために、病院における緩和ケアチームと同様に、多職種からなる在宅緩和ケアチームを認定する制度を創設するとともに、診療報酬に反映させること。
 - 在宅療養支援サービスの拡充
 - ・在宅緩和ケアチームをサポートするため、緊急時や疼痛緩和のために入院する施設の整備促進、連携に必要な在宅緩和ケアパスの導入、在宅療養支援サービス機関の拡充を図るための誘導策を講ずること。
- ② 子宮頸がんワクチンの接種に係る助成制度の創設について
 - ・子宮頸がんは、女性の命に関わる重要な問題であるが、ワクチン接種の公費負担については、地方においてそれぞれ制度設計を行うと、地方にバラツキが生じ、著しく公平性に欠けるため、がん予防を積極的に推進する観点から、早期に、子宮頸がんに関するワクチン接種について、国の助成制度を創設し、ワクチン接種の普及に努めること。

徳島県がん対策推進条例(平成22年3月30日施行)

・条例の概要

女性特有のがん対策の推進
緩和ケアの推進
在宅医療等の推進
がん情報の収集・提供
がん患者の支援

総合メディカルゾーン
がん対策センター



- ・在宅緩和ケアの支援
- ・がん診療に関する相談支援
- ・がん患者支援の拠点
- ・県民へのがん情報提供 等

徳島発!
政策提言

病院における緩和ケアチームの認定制度はあるが、
在宅緩和ケアチームに対する認定制度はない。

多職種からなる在宅緩和
ケアチームを認定する制度
(診療報酬に反映)の創設

入院する施設の整備促進
在宅療養支援サービス機関の拡充
在宅緩和ケアパスの導入

多くの緩和ケアチームが誕生

在宅療養支援サービスの拡充



自宅等

在宅療養支援診療所
かかりつけ医
(24時間体制)

訪問看護ステーション
(24時間体制)

デイホスピス

歯科診療所

居宅介護支援事業所

調剤薬局

ヘルパーステーション

地域のボランティア
患者団体等

32 教員が子どもと向き合う時間を確保するための環境づくりについて

県担当課（室） 教育総務課

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P18)

- ◇ 15. 全ての人に質の高い教育を提供する
 - ・教員が子どもと向き合う時間を確保するため、教員を増員し、教育に集中できる環境をつくる。

《民主党政策集(INDEX2009)》(P22)

- ◇ 教員の質（養成課程を6年制に）と数の充実
 - ・教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育に集中できる環境をつくるため、経済協力開発機構（OECD）加盟の先進国平均水準並みの教員配置（教員一人あたり生徒16.2人）を目指し、少人数学級を推進する。

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 義務教育費国庫負担金 1,593,767百万円

《新成長戦略（雇用・人材戦略）》(P26)

- ◇ 子どもの笑顔あふれる国・日本
 - ・質の高い教育による厚い人材層。

《現状》

- 教職員定数が年々減少し、教育に関する諸課題に対応した地方独自の取組を進めるには厳しい状況にある中、徳島県では、小学1・2年生及び中学1年生の35人学級や副校長・主幹教諭等の計画的な配置を推進している。

《課題》

- ◆ 教員が子ども一人ひとりと向かい合い、きめ細やかな教育を進めるためには、少人数学級の推進を図るとともに、学校の組織運営体制や指導体制の充実など教員の負担の軽減を図る体制を整備する必要がある。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 少人数学級編制のための定数措置を充実させること。
 - ・教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、全ての児童生徒に多様できめ細やかな教育を行うため、定数法による学級編制の基準を30人（特別支援学級は6人）とすること。
- ② 学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るための加配措置を講じること。
 - ・組織的、機動的な学校運営が行われるよう、義務教育に加え、高校においても主幹教諭の加配措置を講じること。

主管省庁局名 総務省自治財政局，文部科学省初等中等教育局
関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律，公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律

①少人数学級編制のための定数措置の充実

<現行>

- 定数法による基準は40人
(特別支援学級は8人)
- 徳島県では小学1・2年生及び
中学1年生で35人学級を実施

<提言が実現すると>

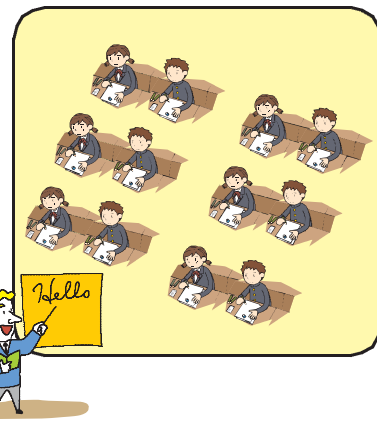
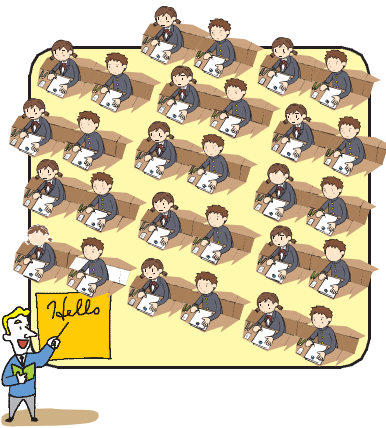
- 定数法による基準が30人に
(特別支援学級は6人に)
- 全ての学年で少人数学級を実施

<課題>

- 他の学年でも推進する必要
- 現行定数ではこれ以上の展開は
困難

<効果>

- 教員が子ども一人ひとりと向き
合う時間の確保
- 児童・生徒の学力の向上



②学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るための加配措置

<現行>

- 義務教育のみ加配措置
- 高校では、現行定数の中で対応

<提言が実現すると>

- 主幹教諭の十分な配置が可能に
- 主幹教諭の負担軽減
- より効果的な校務の遂行

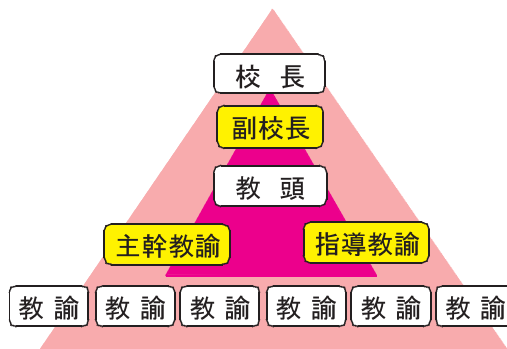
<課題>

- 主幹教諭の十分な配置が困難
- 主幹教諭の負担が大きい
- 職務遂行の時間確保が困難

<効果>

- 教員が子ども一人ひとりと向き
合う時間の確保
- 組織的・機動的な学校運営

学校の組織運営体制等の充実・強化



33 とともに生き、ともに学ぶ特別支援教育について

県担当課（室） 特別支援教育課

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P18)

- ◇ 全ての人に質の高い教育を提供する

《民主党政策集(INDEX2009)》(P22, 24)

- ◇ インクルーシブ（共に生き共に学ぶ）教育の推進
- ◇ 学校教育環境の整備

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 特別支援教育就学奨励費負担等 7,472百万円
- ◇ 特別支援学校における医療的ケア体制整備事業 3百万円

《現状》

- 障害のある子どもを養育するには、様々な支援が必要とされる上に、経済的に困窮している保護者が増え、新入学学用品の購入などに要する費用への負担が重くなっている。
- 本県の県立高等学校には、発達障害等による支援の必要な生徒が約2.6%在籍することから、教育環境整備は喫緊の課題である。本県では、国の財政措置を待たず、平成22年度は、モデル的に特別支援教育支援員2名を配置する。
- 特別支援学校には、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする幼児・児童生徒が在籍しているが、法令上、教員は医療的ケアを行うことができない。そこで、教員定数を活用して看護師を配置し、医療的ケアを実施している。

《課題》

- ◆ 高等学校の授業料の無償化が行われる一方で、就学奨励費については、対象経費毎に配分限度額が定められるなど、特別支援学校就学生の保護者負担が年々増えている。
- ◆ 高等学校においても、生徒のニーズに応じ、特別支援教育支援員を計画的に配置できるように教育環境の整備が必要である。
- ◆ 教員定数を活用して看護師を配置しているため、看護師は教員として授業も担当し、医療的ケアだけに専念することができない。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

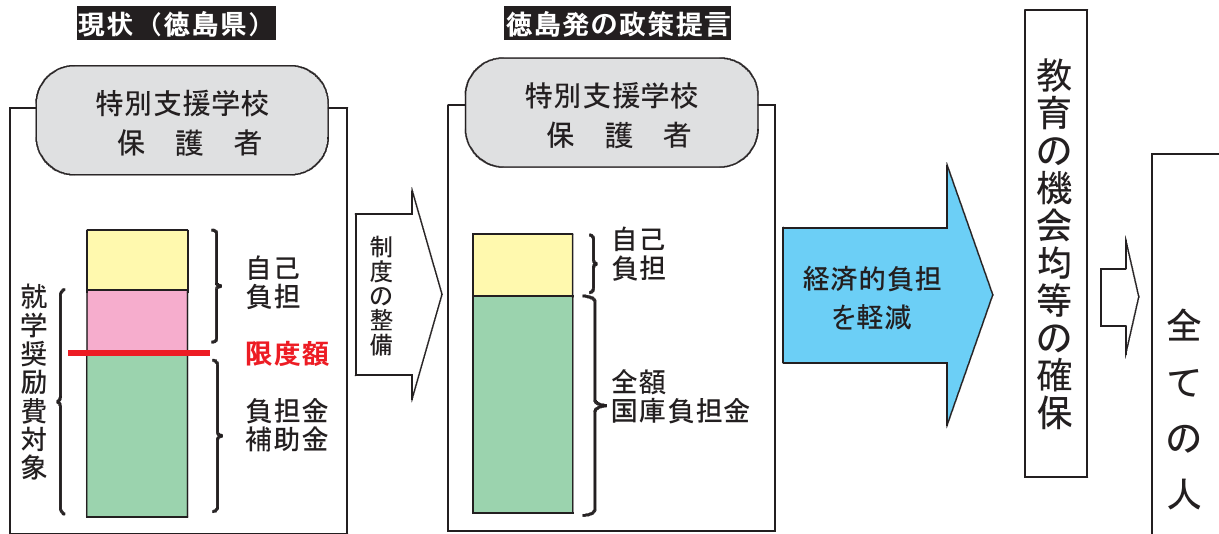
《具体的内容》

- ① 特別支援学校においては就学に必要な経費に対する補助等が行われてきたが、高等学校の授業料が無償化されることから、就学に係る経済的負担のさらなる軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費における配分限度額を撤廃するとともに、全額国庫負担とすること。
- ② 高等学校に特別支援教育支援員を計画的に配置できるようにするため、学校教育法等に位置づけるなど、制度を整備すること。
- ③ 医療的ケアの必要な幼児・児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置できるようにするため、栄養教諭のように、学校教育法等に位置づけるなど制度を整備すること。

<参考>

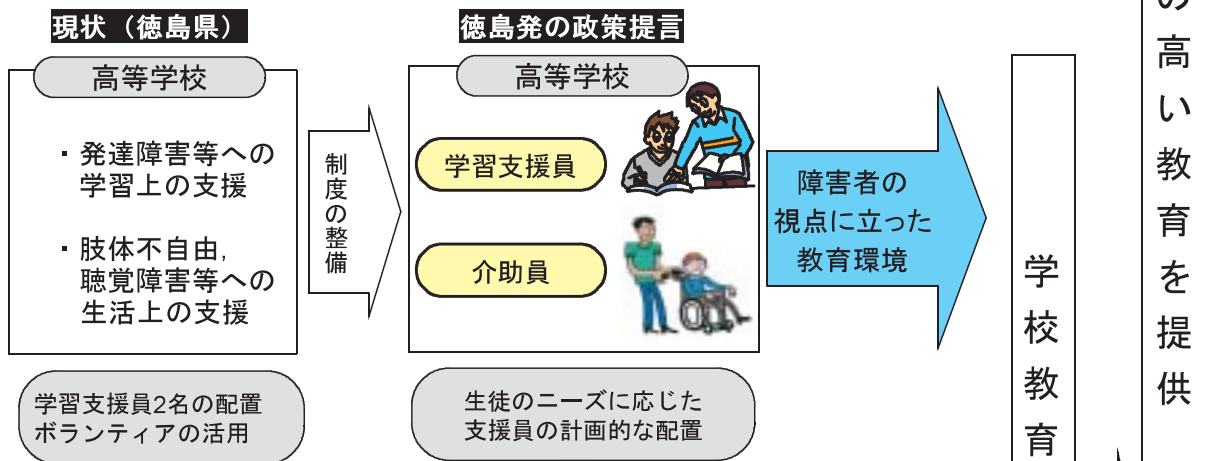
① 特別支援教育就学奨励費の充実について

高等学校の授業料無償化 → 特別支援学校就学に係る経済的負担のさらなる軽減

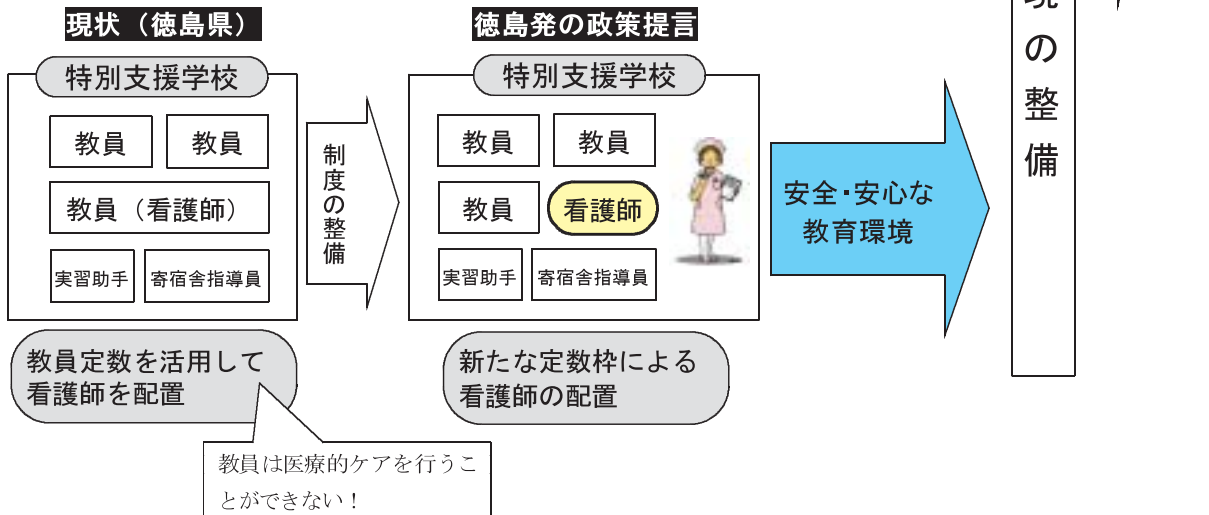


例) 負担金：交通費，寄宿舎費，学用品費。 補助金：交流学习費，校外活動費。

② 高等学校に特別支援教育支援員を配置するための制度の整備について



③ 特別支援学校に看護師を配置するための制度の整備について



34 就学援助制度の高校生への拡大について

県担当課（室） 学校政策課

【徳島県の現状と課題】

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設 3,933億円

《新成長戦略（基本方針）》(P26)

- ◇ 質の高い教育による厚い人材層
 - ・高校の実質無償化により、社会全体のサポートの下、すべての子どもが後期中等教育を受けられるようにする。

《現状》

- 平成22年度から公立高等学校授業料の不徴収が行われる。
- 義務教育については就学援助制度（要保護・準要保護）があるが、高校生段階では生活保護の高等学校等就学費だけであり、準要保護に該当する制度がない。

《課題》

- ◆ 低所得世帯のうち、授業料の減免を受けていないものについては、授業料の不徴収により授業料の負担は解消されたが、それ以外の経費（入学金、教科書費、学用品等）の負担が残っており、教育費の負担の軽減には至っていない。
- ◆ 授業料の減免を受けていた世帯については、授業料の不徴収の恩恵を受けていない。
- ◆ 授業料が不徴収となっても世帯収入に占める教育費の割合は、低所得世帯については、高い割合となっている。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 経済的な理由により修学困難な生徒の修学の機会を確保するため、義務教育に準じて高等学校段階における就学援助制度を創設すること。
 - ・給付要件については、地域ごとの所得水準や世帯の状況を考慮する必要があることから、地方公共団体の一定の裁量を認めること。
 - ・給付については、例えば、実費払いや領収書の提出など、給付された額が授業料以外の教育費に確実に使用される仕組みとすること。
 - ・支給に要する経費については、地域格差をなくす必要があることから、国において必要な財源措置を講ずること。

主管省庁局名 文部科学省初等中等教育局・生涯学習政策局

関係法令等 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律

<参考>

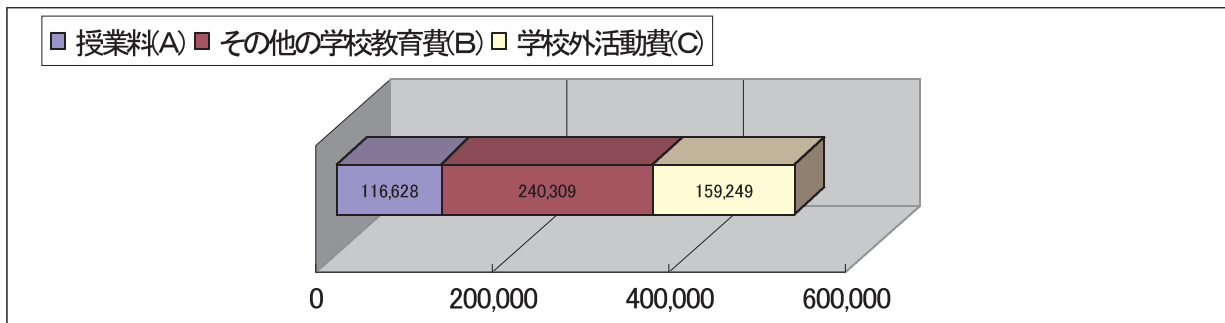
1 要望について

	【 現 行 】	【 提 言 】
義務教育	要保護（教育扶助） ○	要保護（教育扶助） ○
	準要保護（就学援助） ○	準要保護（就学援助） ○
高等学校	要保護（高等学校等就学費） ○	要保護（高等学校等就学費） ○
	×	準要保護（「高校版就学援助」） ○

※要保護：生活保護法に規定する要保護者を対象とし、学用品費などを支給するもので、義務教育においては教育扶助、高等学校においては高等学校等就学費として支給されるもの
 準要保護：市町村教委が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者を対象とし、学用品費などを市町村が規則等に基づき支給するもの

2 教育費の状況について（公立の高等学校（全日制））

①学習費総額及び学校教育費の状況



【学習費総額 516,186 円】

(内訳)

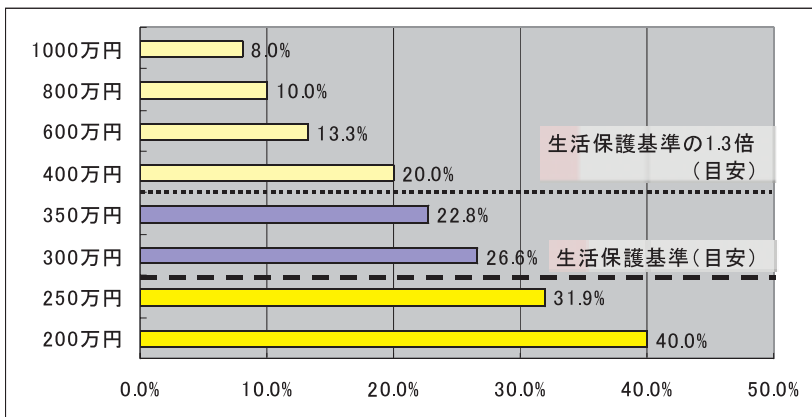
学校教育費 356,937 円

学校外活動費(C) 159,249 円

主な例
 授業料(A) 116,628円
 その他の学校教育費(B)
 通学関係費 80,831円
 学校納付金 44,541円

主な例
 家庭内学習費 19,829円
 家庭教師費 15,828円
 学習塾経費 76,278円
 芸術文化活動 11,479円
 スポーツ活動 6,412円

②年収別の世帯収入に占める教育費(授業料不徴収後)の割合



※子ども2人世帯
 (2人：高校に在籍)

教育費
 516,186円 - 116,628円
 (授業料分)
 = 399,558円

割合
 (399,558円 × 2) ÷ 年収

<生活保護基準>
 例) 徳島市 4人家族
 2,752,560円

※平成20年度「子どもの学習費調査」(文科省)(平成22年1月)

学校教育費：子どもに学校教育を受けさせるために支出した経費(授業料, 入学金, 学用品費, 通学用品費など)

学校外活動費：保護者が子どもの学校外活動のために支出した経費

35 地域教育力の向上について

県担当課(室) 生涯学習政策課, 学校政策課, 体育健康課

【徳島県の現状と課題】

《民主党政策集(INDEX2009)》(P7)

- ◇ ひもつき補助金の廃止と一括交付金化

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 補助率 1 / 3 (13,093百万円)

《新成長戦略(基本方針)》(P25)

- ◇ 教員の質の向上, 民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化
・教員の資質向上や民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化等による教育の質の向上。

《現状》

- 国の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」に係る補助対象事業は、「学校支援地域本部事業」, 「放課後子ども教室推進事業」, 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」, 「スクールソーシャルワーカー活用事業」, 「スクールカウンセラー等活用事業」, 「家庭教育支援基盤形成事業」等に細分化されている。各種メニューを活用しながら地域の教育力の再生に取り組んでいる。

《課題》

- ◆ 個々の事業を別々に実施するため, それぞれに推進機関を設置する必要がある。
- ◆ 個々の事業で運用方法に違いがあり, 学校や地域が必要とする事業を, 一体的・効率的に実施しにくい。
- ◆ 国の事業の短期間改廃により, 地域で効果を挙げつつある事業が廃止され, 地域の人材を活かし切れず, 結果として, 地域の教育力向上につなげていない。
一方で, 地方財政が逼迫する中, 国の新制度に対応した予算化が難しい。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 地域の教育力向上に向けた事業に重点的かつ継続的に取り組むことができるよう, 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を見直し, 地域の実情に合わせ, 総合的に活用できる交付金の創設(例: 地域教育力総合活用事業)を図ること。
- ② 事業を効果的・効率的に行うため, 統一的な推進機関が設置できるようにすること。
また, 運用において, 地方自らの創意工夫によりその実情に応じた支援人材や資源の活用ができるようにすること。

制度の現状

国補助事業
「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」に係る補助対象事業
(10のメニュー)

(課題)
▲個々の事業に推進機関が必要
▲各事業で運用方法に違い
▲事業の短期的改廃

学校支援における都市部と地方(徳島県)との違い

	都市部	地方
地域との関係	・自然発生的な結びつきが薄い ・学校は公共施設のひとつ	◎自然発生的・歴史的な結びつきが強い ◎学校は中核的公共施設
校	◎人口密度高い	・人口密度低い
区	◎エリア狭い	・エリア広い
の	◎公共交通機関が発達	・公共交通機関未発達
状	・2次, 3次産業が中心	◎農・林・漁・商・工業等の多様な産業が存在
況	・大学生, NPO等が支援人材	◎元気な高齢者が支援人材

徳島発の提言

☆総合的に活用できる交付金の創設



提言が実現すると

New 学校支援地域本部事業
“地域教育力総合活用事業”

個々の支援事業をひとつの推進機関に集約する

◆推進機関の構成

地域教育力向上協議会(新)
(PTA, 公民館, 婦人会, その他)

学校支援 放課後子ども教室 その他

◆実施体制

①地域学びのコーディネーター(新)

調整

②学校支援ボランティア

- ・安全管理員
- ・学習アドバイザー
- ・スクールガード
- ・その他のボランティア

【効果】

- ◎地域の実情に即した事業展開
- ◎集約による効果的・効率的な事業展開
- ◎教育分野以外(農林商工, 保健福祉等)との連携強化

★都市部と地方では強みや課題が違う



(学校支援地域本部事業：校外学習支援)

地域教育力の向上